

### 1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、**市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標**として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、**被害を最小限に軽減**し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

### 2 地域防災計画修正の根拠

- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。  
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

### 3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、平成26年8月の広島豪雨や平成27年9月の関東・東北豪雨等、大型台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂災害等の被害が多く発生しています。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなった他、平成28年4月の熊本地震は、一連の地震活動において震度7の地震が2回観測されるという観測史上初の地震により、大きな被害が生じました。

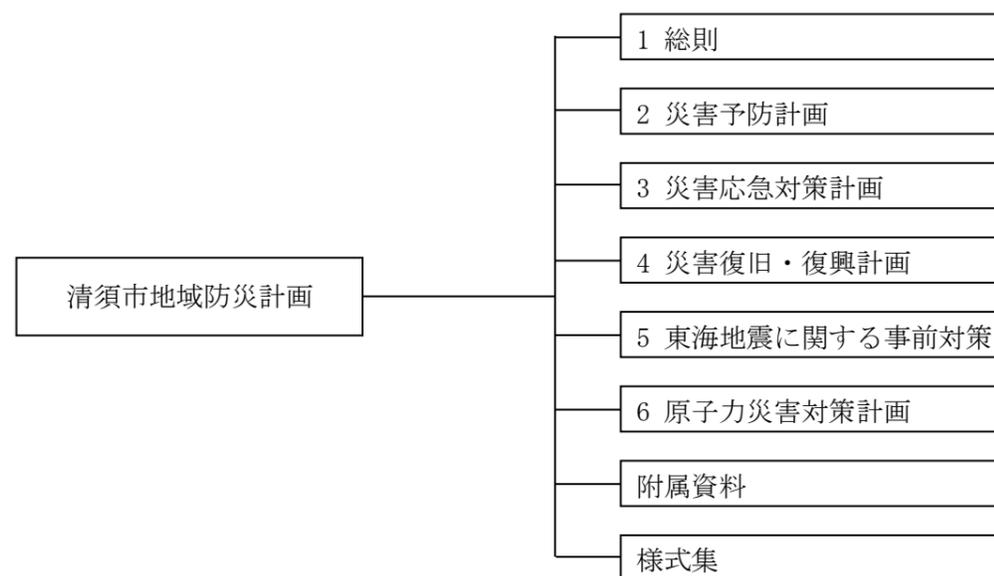
⇒**近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生**しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている**南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。**

- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。**愛知県においては平成29年5月に愛知県地域防災計画の修正**がなされました。

⇒そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に**必要な修正を行いました。**

### 4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 東海地震に関する事前対策	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化計画に準じた計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。(※は清須市の対応)

I 平成28年熊本地震の課題検証報告を踏まえた修正事項

◆市長会や町村会との連携による災害時応援体制の強化

⇒熊本地震の被災市町村では、庁舎や職員自身の被災による災害対応能力の低下も相まって、十分な災害応急対策の実施が困難となり、業務に遅れが生じた。これに伴い、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、県市長会及び県町村会の協力を得て、県及び他の市町村と連携した応援を実施する記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 災害応急対策計画 第1編 第4章 応援協力・派遣要請 P160
- 災害応急対策計画 第2編 第4章 応援協力・派遣要請 P339

平成29年2月に東尾張地区における本市を含めた九市（瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市）と災害時の相互応援協定を締結し、さらに平成29年7月には、東郷町及び豊山町を加えた九市二町で協定を締結し、自治体間の連携を強化している。

◆車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援

⇒熊本地震では、車やテントなど、指定避難所以外に避難した被災者が多数発生し、実態の把握が困難であった。また、車中泊等の長期化により、エコノミークラス症候群の患者が発生した。

このため、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P80
- 災害応急対策計画 第1編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P198
- 災害応急対策計画 第2編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P386

今後、避難所に滞在する住民だけでなく、車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民等に対しても、水・食糧・生活必需品の配布等の生活支援を検討する。

◆防災拠点となる市庁舎等の耐震化

⇒熊本地震では、災害応急対策の実施拠点となる市庁舎等に損壊や倒壊の危険性が生じたことで庁舎等の全部又は一部が使用できなくなり、行政機能の低下が発生した。このため、防災拠点となる市庁舎等について、発災後に果たす機能を勘案し、建築の構造の強度の確保や非構造部材の耐震対策等により、地震後も継続使用できるよう改修を促進する記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 災害予防計画 第5章 建築物等の安全化 P60

平成28年度に免震構造による庁舎増築（北館）等の整備を実施。平成29年1月から供用開始し、防災拠点としての庁舎機能を強化した。

◆学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実

⇒平時から防災に関するNPO等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める記載を追加。また、被災地での活動において、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させることとする記載を追加した。

<主な修正箇所>

- 災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進 P33・P36

平時から、本市が実施している地域防災リーダー養成講座（講演、シンポジウムなどを含む）において、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤードや、あいち防災リーダー会西尾張ブロック清須支部の方々に協力していただくなど連携、情報交換を行っている。また、市内の中学生・高校生が市防災訓練に参加したり、学校・地域と連携した水防災の取り組みとして、小学校にて「水防かるた」を用いた防災教育にも取り組んでいる。

## Ⅱ 国の防災基本計画の修正や法令の改正等に伴う修正事項

### ◆避難情報に係る名称の変更

⇒平成28年台風第10号災害では、高齢者施設において、避難準備情報の意味が正確に伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことから、この水害の教訓を踏まえ、避難情報の名称について、避難指示を「避難指示（緊急）」に、避難準備情報を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更したことに伴い、必要な修正を行った。

#### <主な修正箇所>

○災害予防計画 第8章 避難行動の促進対策 P74 ほか

○災害応急対策計画 第1編 第2章 避難行動 P123 ほか

避難情報に係る名称が変更となったことに伴い、本市ではこれまでも広報紙、講座等により周知を行うとともに、特に避難に時間の要する高齢者等は早めの避難をするよう強調してきた。今後も引き続き実施していく。

### ◆近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

⇒平成27年9月の関東・東北豪雨災害における教訓を踏まえ、市内で避難場所を確保できない場合や、避難経路等に鑑みて市内の避難場所への避難が危険と想定される場合には、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける記載を追加した。

#### <主な修正箇所>

○災害予防計画 第8章 避難行動の促進対策 P73

現在、本市や近隣自治体においても検討し始めた段階であり、避難スペース、受入体制の問題など課題も多く、今後近隣自治体とともに協議をしていきたい。